

埼玉県では  
**シルバー・サポーター制度**  
 を実施しています。



- 申請による免許取消し(免許証の返納)をした方は、「運転経歴証明書」を申請することができます。
- 「運転経歴証明書」を提示することにより、シルバー・サポーター制度の協賛事業所でさまざまな特典を受けることができます。  
 ※タクシーご利用の際等は「運転経歴証明書」の記載内容を控えさせていただく場合もあります。
- シルバー・サポーター制度による特典は、店舗、施設により異なります。詳しい特典内容は、高齢者運転免許自主返納ロゴマークのある店舗にお問い合わせください。
- 協賛事業所については、県警ホームページからもご覧になれます。

<http://www.police.pref.saitama.lg.jp>

暮らしの安全 → 子ども・女性・高齢者の安全

→ 高齢者の交通安全 をクリック →

シルバー・サポーター制度協賛事業所一覧

シルバー・サポーター制度に関するお問い合わせは

埼玉県警察本部 交通企画課

電話 ▶ 048-832-0110 (内)5056

受付時間 ▶ 平日の8:30から17:15




## シルバー・サポーター制度のご案内

高齢者の

運転免許自主返納をサポートします!

# 運転免許の自主返納



氏名	埼玉太郎	昭和〇年〇月〇日生
住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1	
交付	平成〇年〇月〇日 12345-3	
	平成〇年〇月〇日まで有効	運転免許証
免許の交付年	(優良)	
種別	第 1234567890 00 号	
交付	平成〇〇年〇〇月〇〇日	種別
更新	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	種別
三刷	平成〇〇年〇〇月〇〇日	種別

# 考えてみませんか

運転に自信が  
 なくなった...

家族から  
 「運転が心配」と  
 言われた...



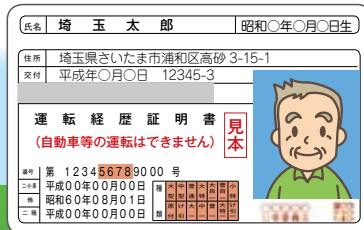
埼玉県警察



返そうかな…

# 運転免許の返納を お考えの方へ

「運転経歴証明書」  
の原本



運転免許を返納して申請すると「**運転経歴証明書**」を取得できます。

この運転経歴証明書は、金融機関等の身分証明書として使用できるだけでなく「**高齢者運転免許自主返納ロゴマーク**」のある店舗や施設で提示することでさまざまな**特典**が受けられます。



## 「運転経歴証明書」とは

運転経歴証明書は、運転免許経歴を証明するもので、運転免許証の有効期間内に自主的に免許を返納した日から、**5年以内に返納者本人が申請することにより取得することができます。**

※事故や違反等により免許の停止、取消の対象になっている方、免許停止中の方は、申請による取消はできません。

高齢者運転免許  
自主返納ロゴマーク



埼玉県警察

このマークの店舗・施設で  
ご利用できます

高齢者運転免許自主返納のロゴマークは、青山学院女子短期大学芸術学科 田島俊雄教授がデザインしたもので、運転免許の返納後の生活支援をするもので、わかりやすく親しみの持てる形にしています。

## 運転経歴証明書の申請先

### ▶ 運転免許センター

日曜日・平日（月～金曜日）  
8：30～11：00  
13：00～15：30

### 【申請に必要なもの】

- ・交付手数料 1,000円
- ・運転免許証（自主返納と同日申請以外の方は身分証明書）

### ▶ 各警察署（鴻巣警察署を除く）

※自主返納と同時に運転経歴  
証明書を申請の場合のみ受付

平日（月～金曜日）  
8：30～11：00  
13：00～15：30

## 「運転経歴証明書」に関するお問い合わせは

埼玉県運転免許センター 運転免許課

電話 ▶ **048-543-2001** (代)

受付時間 ▶ 平日の8：30から17：15

◎以前の経歴証明書からの切替や、再交付、記載事項の変更などは運転免許センターまたはお近くの警察署までお問い合わせください。